

長崎県立中五島高等学校
いじめ防止基本方針

一人ひとりを大切にし、すべての生徒が生き生きと学校生活を送れるために



誠実
自律
創造

令和8年度 改訂版

I いじめとは

1 いじめ防止対策推進法制定の意義

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

しかしながら、未だ、いじめを背景として、生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。

いじめの問題への対応力は、わが国の教育力と国民の成熟度の指標であり、子どもが接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いのものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが子どもに影響を与えるという指摘もある。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。

このように、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成25年6月、「いじめ防止対策推進法」（以下「推進法」という。）が成立した。また、本県においても平成25年11月に「長崎県いじめ防止基本方針」が成立し、令和8年2月に改訂された。

基本方針に示したいじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命、心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行うものである。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（推進法第2条）

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

いじめられた生徒の立場にたって判断する

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的だけで判断しない

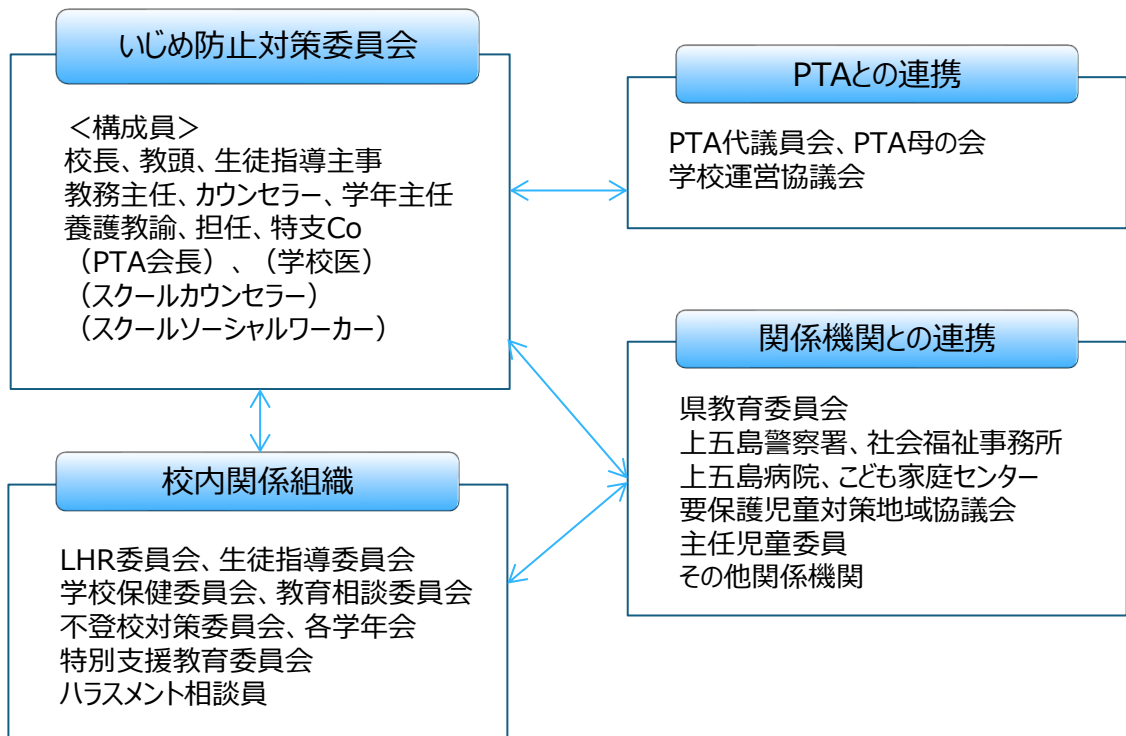
<いじめの基本的な認識>

- (1) いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- (2) いじめは人権侵害である。決して許されない行為である。
- (3) いじめは大人（教職員・保護者）には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (4) いじめられる側にも問題があるという認識は間違っている。
- (5) いじめの行為は多種多様な様態があり、刑罰法規に抵触する場合もある。
- (6) いじめは家庭教育のあり方にも関わりがあることから、学校、家庭、地域などすべての関係者が、それぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき最重要課題である。

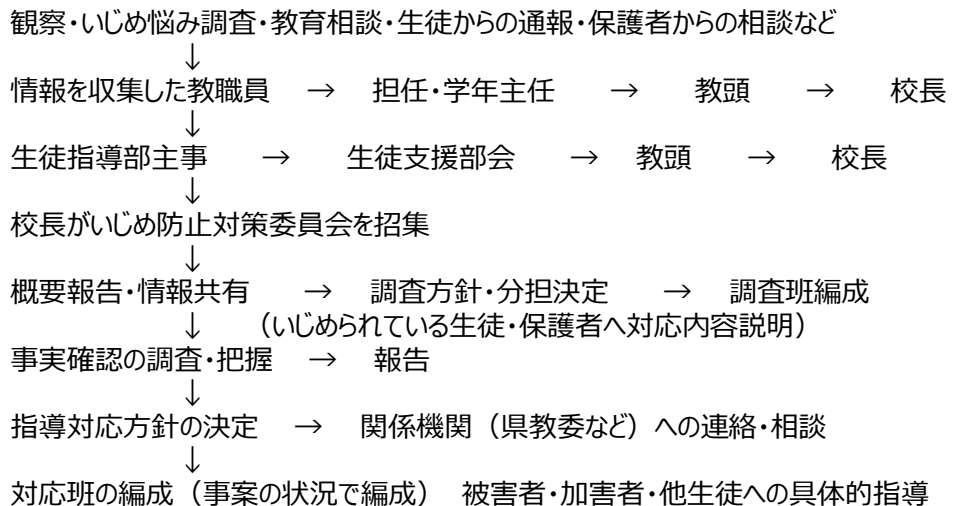
Ⅱ いじめ防止対策委員会

1 いじめ防止対策委員会の設置について

推進法に基づき下記のとおり、毎年度「いじめ防止対策委員会」を設置する。また、関係機関との連携を深めいじめ防止に努めることとする。



2 いじめ防止対策委員会の対応の流れ



Ⅲ いじめ防止等の対策に関する基本的な方針

1 いじめの未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」を前提とし、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる教育に取り組む必要がある。

児童等は、いじめを行ってはならない。（推進法第4条）

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。（推進法第9条）

- (1) 学校の努力目標に「道德教育の推進」「安全教育の徹底」「特別支援教育の推進」を掲げ、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- (2) 生徒の豊かな情操と道德心を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、心の通う対人交流能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じ道德教育及び体験活動等の充実を図る。
 - ①いじめ根絶集会 ②心を見つめる教育週間 ③心の教育（毎週水曜日）④中高いじめま宣言
 - ⑤LHR人権教育 ⑥情報モラル指導 ⑦いじめ防止啓発ポスター など
- (3) 学校保健安全計画に基づき、いじめの背景にあるストレス等の要因にも着目し、すべての生徒が安心でき、自己肯定感や充実感を感じられる学校づくりに努める。
 - ①日頃の観察 ②個人面談週間 ④悩み調査 ⑤教職員協力協働体制 など
- (4) 保護者は、家庭の豊かな人間関係の中で、生徒のいじめを許さない心を育てるために、思いやりの心や善悪の判断、正義感等を育む指導を行う。
- (5) 学校と連携を密にし、日頃から悩み等を相談できる雰囲気づくりに努める。
- (6) 特に配慮が必要な生徒
 - 発達障害を含む、障害のある児童生徒
 - 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒
 - 性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒
 - 震災等により被災した生徒や避難している生徒
 - その他、学校として特に配慮が必要な生徒これらの生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- (7) いじめを生まない学校づくり
 - ア 校内指導体制の確立
 - イ 教師の指導力向上
 - ウ 人権意識と生命尊重の態度の育成
 - エ 道德性を養う道德教育の充実
 - オ 子どもの自己肯定感の育成
 - カ 子どもの自己指導能力の育成
 - キ 学校として特に配慮が必要な生徒への支援
 - ク 保護者・地域との連携強化
 - ケ 学校基本方針の周知
 - コ 学校基本方針による取組の評価
 - サ 関係機関等との連携体制の構築

「いじめ」は、早期発見することが、最大の解決方法である。早期発見のためには、日頃から教職員と生徒達との信頼関係の構築に努めることが大切である。生徒のささいな変化に気づく力を高めることや、また、「どうか」と思ったら迷うことなく、個人面談や情報収集を行うことが重要である。

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、生徒達に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者と連携して情報収集に努めなければならない。さらに、カウンセリング・マインドで、生徒の立場に立ち一人ひとりを人格のある人間として個性と向き合い面談やカウンセリングの技能を高めることが不可欠である。

- (1) 日々の観察・・・SHR健康観察・昼休み巡視・部活動・保健室との連携など
- (2) 各学期1回の「いじめアンケート」や年5回の「悩みアンケート」の実施。
保護者は年に2回「特別支援アンケート」を実施。
- (3) 悩みアンケート結果による個人面談の実施
- (4) 学年会・分掌会等による生徒情報に関する情報共有
- (5) 教育相談体制づくり及び相談窓口の充実
- (6) 学校以外の相談窓口の周知（親子ホットライン、スクールネット@伝えんば長崎、等）
- (7) 保護者面談・家庭訪問等による保護者との連携
- (8) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門家との連携

中高は相談しやすい環境があり・相談しやすい先生がいる学校！！

「いじめ」の兆候を発見、「いじめ」があることが確認された場合、問題を軽視することなく直ちに教職員が連携し、事情を確認した上で、その状況に応じた適切な指導を組織的な対応で行わなければならない。さらに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、まず生徒の苦痛を取り除くことを最優先に考え、迅速な対応が大切である。

また、家庭や教育委員会、警察等と連絡・相談を密に行い、連携体制を深める必要がある。

教職員や保護者は、平素からいじめを把握した場合の対処の方法について理解を深めておくことが不可欠である。

1

- いじめ情報・いじめ兆候・いじめ把握
- いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒の安全確保

2

- 事実確認・正確な実態把握、情報共有
- 指導体制・方針決定

3

- 生徒への指導・支援、保護者との連携、関係機関との連携
- 継続的な事後指導の徹底、カウンセラーとの連携

いじめられている生徒に対して

- いじめられている生徒を守るという姿勢を貫く。「あなたが悪いのではない」ことを伝える。
- いじめ行為そのものが、決して許されるものではないことを認識し、いじめられている生徒に寄り添う指導を心がける。

- ①いじめの事実を把握する。
- ②不安を除去し、安全を確保する。
- ③訴えること、相談することの重要性を伝える。
- ④苦しみを受容する。
- ⑤活動の機会をつくり、自信回復への積極的支援を行う。
- ⑥対人関係の回復を支援する。
- ⑦自己主張への積極的支援を図る。

いじめている生徒に対して

- いじめている生徒に対しても話しやすい環境や雰囲気を整え、事実を把握することから始める。
- 「いじめは憎むが、あなたは憎まない」という姿勢のもと、いじめの背景にあるものに目を向ける。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えない。

- ①いじめの事実を把握する。
- ②カウンセリング・マインド。
- ③いじめは絶対に許されないという厳しい姿勢。
- ④相手の苦しみを理解させる。
- ⑤人権と生命の尊さをわからせる。
- ⑥健全な人間関係を育成できるよう支援する。
- ⑦教師との信頼関係をつくりあげる。
- ⑧指導を継続し、徹底させる。
- ⑨アセスメントと指導・援助（出席停止を含む）
- ⑩警察等との連携による措置・毅然とした対応も考える。

集団への働きかけ

- はやし立てたり、面白がったりする存在の「観衆」について理解させる。
- 周辺で暗黙の了解を得ている「傍観者」について理解させる。
- 「傍観者」の中から、いじめを抑止する「仲裁者」、いじめを告発する「相談者」が現れるような指導を行う。
- 誰かに相談する勇気を持つような指導を行う。
- 互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

いじめられた生徒の保護者に対して

- 事態が大きくなってからではなく、日頃から気になること、様子の変化があれば連絡することが大切。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 家庭訪問等により、確実な情報を迅速に伝え、今後の対応について情報共有する。

いじめた生徒の保護者に対して

- 確実な情報を迅速に伝え、継続的な助言を行う。

4 地域や家庭の連携

「いじめ」問題を認知したら、関係の生徒や家庭間での解決を図るだけでなく、事案によってはPTAや関係機関と協議することも必要である。PTA代議員会等で取り上げる場合は、いじめ解決に向けた取り組みとしてのねらいや内容を明確にすることが大切である。

また、個人情報やプライバシーの問題も踏まえ、慎重に対応することが重要である。

- ①合格者オリエンテーションでのいじめ防止に係る協力体制づくり。
- ②PTA代議員会でのいじめの実態や指導方針等の情報提供。いじめ防止に関するPTA取り組みの協議。
- ③PTA総会でのいじめの実態や指導方針等の情報提供。いじめ相談窓口の周知。
- ④特別支援アンケートの実施（年に2回実施）。生徒には年8回悩み・いじめアンケート実施。
- ⑤保護者面談の実施。
- ⑥各種研修会・講話への参加。
- ⑦HP、中高だより、学年・学級通信、教育相談だより、保健だより等による広報活動。
- ⑧担任との連絡・相談体制づくり。

5 関係機関との連携

「いじめ」の問題への対応において、学校や長崎県教育委員会の指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（警察・児童相談所・医療機関・法務局等）や市町福祉部局（要保護児童対策地域協議会）との適切な連携が必要であり、そのためには平素から関係機関の窓口や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが大切である。

- ①新上五島警察署との相互連絡制度体制づくり。定期的な情報交換を実施する。
- ②日頃から、いじめにかかわらず様々な問題について関係機関と連絡を密にし、協力体制をつくる。
- ③暴力行為、恐喝など犯罪行為と認められる事案については、早期に警察へ相談し連携して対応する。
- ④生徒の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに警察・医療機関等に通報する必要がある。
- ⑤該当する生徒のおかれた背景に、家庭的・経済的な要因が考えられる場合には、こども家庭センター、社会福祉事務所、民生委員等の協力を得ることを視野に入れて対応する必要がある。
- ⑥生徒の心理的側面での支援について、学校だけでなく医療機関、専門カウンセラー等への協力依頼を積極的に行う必要がある。その際、十分に本人及び保護者の了解を得ることが大切である。

6 いじめ解消の要件

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。進級・進学・転学の際は、引継ぎシート等を活用し情報を確実に引き継ぐ。

①いじめに係る行為がやんでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）がやんでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

ただし、被害の重大性等からさらに必要である場合は、より長期の期間を設定する。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒について、日常的に注意深く観察すること。

IV ネットワーク上でのいじめへの対応

インターネット、スマートフォンの機能と危険性を理解し、ネット上でのトラブルや犯罪事案について最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導と教職員の指導力の向上に努める必要がある。

本県・本校では、携帯電話の所持を前提としている校則（校内での使用制限あり）であるため、トラブルの未然防止には、生徒自身の利用に関するマナー向上と家庭での約束ごと徹底における保護者との連携が不可欠である。早期発見には、ネット依存やトラブルの影響による睡眠時間減少、体調不良、欠席・遅刻増加、成績低下、意欲低下、友人関係の変化など様々なサインを見逃さないことが重要である。

また、情報モラル教育の推進には、警察、長崎県メディア安全指導員等の関係機関と連携を深め、継続して取り組んでいく必要がある。

(1) いじめ防止・早期発見について

- ①メディア安全講習会の開催。
- ②警察署、文科省、県教育委員会等のネットトラブル防止に関するリーフレット等の配付。
- ③全体集会・全校朝会・学年集会等での情報モラル指導・啓発指導。
- ④活用型情報モラル教育教材「GIGAワークブックながさき」等を活用した情報モラルに関する演習授業の充実。
- ⑤ネットトラブル・犯罪の事案の情報提供。
- ⑥上五島高校、中高連絡協議会生徒指導部会における携帯電話等に関する島内学校の申し合わせ事項の検討と周知。（例）21：00以降は携帯電話使用禁止 など
- ⑦PTA総会、合格者オリエンテーション、保護者面談等での保護者協力体制づくり。
- ⑧メディア安全、情報モラル講習会・研修会への教職員参加。職員研修の充実。

(2) いじめに対する措置について

- ①ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、ただちに削除する措置をとる
- ②犯罪性がある場合には、速やかに警察や法務局等へ協力を依頼する。

V いじめ防止指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月
会議・研修等	対策委員会 PTA代議員会	いじめ根絶集会 PTA総会 特支教育検討会	対策委員会 学校評議員会	地区PTA PTA代議員会 学校保健委員会	職員研修 (個人)
防止対策	関係機関訪問 情報モラル指導 こころの教育	いじめ防止宣言 情報モラル指導 こころの教育	こころの教育	情報モラル指導 こころの教育	平和学習 関係機関訪問
早期発見	悩みアンケート 個人面談	悩みアンケート 保護者アンケート 個人面談	いじめアンケート	保護者面談	悩みアンケート

	9月	10月	11月	12月
会議・研修等	情報モラル指導 特支教育委員会 特支教育検討会	PTA母の会役員会 薬物乱用防止教室	対策委員会	人権教育
防止対策	関係機関訪問 こころの教育	こころの教育	こころの教育	情報モラル指導 こころの教育
早期発見	個人面談	悩みアンケート 個人面談	いじめアンケート	個人面談

	1月	2月	3月
会議・研修等	PTA代議員会	対策委員会 学校評議員会 学校保健委員会 特支教育委員会	メディア講習会 特支教育検討会
防止対策	関係機関訪問 こころの教育	こころの教育 いじめ防止講話	中学校訪問
早期発見	悩みアンケート 保護者アンケート 個人面談	いじめアンケート 個人面談	個人面談

※対策委員会は、生徒支援部会や学年会等ではじめに関する情報があがった場合、速やかに開催する。

※5月に開催される「いじめ根絶集会」において、生徒会が『中高いじめま宣言』を策定する。

VI いじめのサインとチェックポイント

いじめのサインとチェックポイント

長崎県教育委員会発行いじめ対策ハンドブックより

家庭でのチェックポイント

- ① 服装
 - ポケットが破れていたり、ボタンが取れたりしている。
 - 服装に普通ではないような汚れがある。
 - 最近、服装がなんとなく乱れている
- ② 持ち物
 - 筆箱やかばんが壊れていたり、持ち物が頻繁になくなったりしている。
 - かばんや教科書に落書きが書かれている。
 - 買い与えたものを紛失したり壊されたりしている。
 - ナイフなどをかばんやポケットに入れて持ち歩いている。(護身用)
- ③ 金銭
 - 急に金遣いが荒くなる。
 - お金をねだることが多くなる。
 - 金品をたびたび持ち出してくる。
 - 必要以上のお金を持ってくる。
- ④ 家庭学習
 - 急に学習意欲がなくなる。
 - 成績が急に下降している。
 - 家庭での学習のときにぼんやりと考えごとをする姿が見られる。
- ⑤ 態度やしぐさ
 - どこことなくおどおどしている。何かのきっかけで感情の起伏が激しくなる。
 - 元気がなく表情もさえない。忘れ物も多くなる。
 - 朝の起床や登校が遅くなる。登校を嫌がる。
 - 体の不調を訴えて遅刻・早退をする。
 - 日曜・休日は機嫌がよい。
 - 部屋に閉じこもりがちになり、ときどき部屋で泣いているようだ。
- ⑥ からだや体調
 - 体や顔にあざや傷がある。親が尋ねても納得がいく説明が得られない。
 - 腕や足などを隠し、見られることを嫌がる。
 - 登校時に体の不調を訴え、学校へ行きたがらなくなる。
 - 寝言を言ったり、うなされたりする。
- ⑦ 友人関係
 - 友達の話をしなくなる。最近、友達が変わる。
 - 早く学校から帰ってきて外出しようとしめない。
 - 友達が迎えに来たり、電話がかかったりするが、出たがらない。
 - 不快な呼び名で呼ばれている。

いじている子どもが家庭で出すサイン

- 買ってやった覚えのない品物を多く持っている。
- お金の使い方が荒くなる。
- 学校からの帰りが遅く、言葉遣いや素行も悪くなる。
- 友達への電話なのに、命令的な口調で話す。
- 友達を呼び捨てにしたり、軽蔑した口調で話す。
- 洗わなければいけない体操服を持ってこない。(他人のものを借りて使っている。)

VII 重大事態への対処

重大事態とは(いじめ防止対策推進法第28条より)

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(1) 重大事態

①生命、心身又は財産に重大な被害

- 児童生徒の自殺企図
- 身体の重大な傷害
- 金品等の重大な被害
- 精神性の疾患の発症

②相当の期間学校の欠席を余儀なくされている疑い

- 年間30日を目安とするが、生徒が一定期間連続して欠席した場合は、学校又は学校の設置者で判断する。

③その他

- 児童生徒、保護者からいじめによる重大事態に至ったと申し立てがあった場合
- 事実関係が確定していないが「疑い」がある場合
- ※申し立てがあったが、いじめの事実等を確認できていない場合は、必要に応じていじめ防止対策推進法第23条第2項を踏まえた調査を実施し、事実関係の確認を行う。

(2) 重大事態の報告

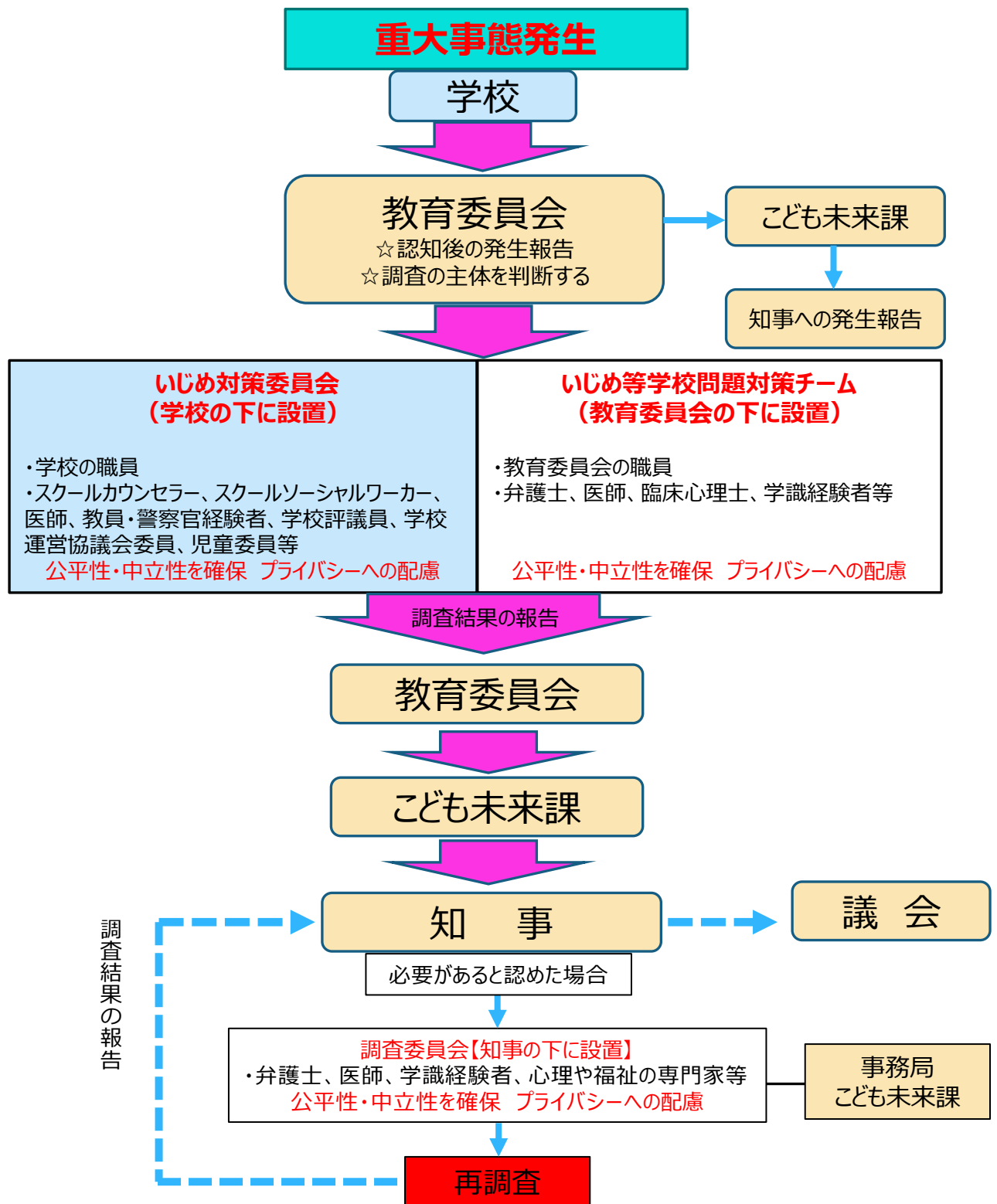
- 重大事態を認知した場合、直ちに(7日以内)発生の報告を、県教育委員会に行う。

(3) その他の手続きについて

- 調査の趣旨及び調査主体
- 調査を行う組織
- 事実関係を明確にするための調査の実施
- 調査報告書の作成
- 調査結果の説明・公表
- 知事による再調査 など

※上記の他、手続きの詳細については、「長崎県いじめ防止基本方針」で確認する。

VII 重大事態への対処



当該重大事態と同種の事態の発生の防止